

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月27日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	北海道
3. 市区町村名	登別市
4. 届出番号	13
5. 独自利用事務の事例番号	108-1
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.noboribetsu.lg.jp/docs/2015062900012/

執行機関名 登別市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定める者	登別市重度心身障害者医療費助成条例の規定による重度心身障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		登別市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第4号)別表第1 第24の項 登別市重度心身障害者医療費助成条例の規定による重度心身障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第1条	登別市重度心身障害者医療費助成条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)の基本的な理念にのつとり、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、 <u>障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</u>	この条例は、他の法令に規定するもののほか、重度心身障害者に対し医療費の一部を助成することにより、保健の向上に寄与するとともに福祉の増進を図ることを目的とする。

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	登別市重度心身障害者医療費助成条例施行規則(昭和48年規則第28号)第4条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付(自立支援医療費を除く。)の支給の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	重度心身障害者に対する医療費の支給の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号イ	登別市重度心身障害者医療費助成条例第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(20歳未満の者に限る。)を除く。)若しくは当該障害者の配偶者、当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(20歳未満の者に限る。)に限る。)若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報	当該認定の申請を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号ロ	登別市重度心身障害者医療費助成条例第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(20歳未満の者に限る。)を除く。)若しくは当該障害者の配偶者、当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(20歳未満の者に限る。)に限る。)若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該認定の申請を行う者又は当該申請者の生計を維持する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号ヘ	登別市重度心身障害者医療費助成条例第3条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等

③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報	当該認定の申請を行う者が属する世帯に係る生活保護実施関係情報
---------------	---	--------------------------------

事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 2 号	登別市重度心身障害者医療費助成条例第9条及び登別市重度心身障害者医療費助成条例施行規則第9条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第24条第2項の <u>支給決定の変更</u> に関する事務	重度心身障害者に対する医療費の <u>支給決定の変更</u> に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 2 号 ロ	登別市重度心身障害者医療費助成条例第9条第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(20歳未満の者に限る。)を除く。)若しくは当該障害者の配偶者、当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(20歳未満の者に限る。)に限る。)若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該届出を行う者又は当該届出者の生計を維持する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 2 号 ハ	登別市重度心身障害者医療費助成条例第9条第2号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該変更に係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報	当該届出を行う者が属する世帯に係る生活保護実施関係情報
備考		